### 8月1日から

# 保険証などが 新しくなります

高齢者医療の自己負担割合は、被保険者自身やその世帯の所得など に応じて、後期高齢者(75歳以上)が「3割」と「1割」、前期高齢者 (70~74歳) が「3割」と「2割」と、被保険者ごとに異なります。

このため、毎年、所得が確定するこの時期に、保険証や受給者証な どの更新が行われます。現在ご利用の保険証や受給者証などの有効期 限を、今一度、ご確認ください。

## 後期高齢者医療制度

#### ▶新しい保険証を郵送

岐阜県後期高齢者医療広域連合は、後 期高齢者医療制度の新しい保険証(薄い 紫色)を、7月中旬に簡易書留で郵送し ます。

また、市県民税非課税世帯の人には、 入院時の食事代が減額され、窓口での支 払いが所得に応じた負担限度額までとな る「限度額適用・標準負担額減額認定 証」も同封します。

申請書が同封されている人は、必要事



今年は薄い紫色

項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で返信してください。

#### ▶保険料額決定(変更)通知書を郵送

平成27年中の所得額が確定したことにより、平成28年度の後期高 齢者医療保険料額が決定します。

保険料額決定(変更)通知書を7月中旬に郵送(6月以降に被保険 者になった人には、8月以降に順次送付)します。同通知書には、 保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」とそれぞれの 所得に応じた「所得割額」の合計で、個人ごとに決められます。今 年度の保険料の算定は次のとおりです。なお、均等割額や所得割額 は、世帯の所得や被保険者数などで、2~9割軽減されます。

保険料 限度額57万円 (年額)

均等割額 42,690円

所得割額 所得×所得割率8.55%

所得=総所得金額等-33万円(基礎控除額)

問合せ 窓口サービス課福祉医療·後期医療グループ(☎47-8140)

## 国民健康保険

#### ▶70歳から74歳の加入者に新しい高齢受給者証を郵送

市は、70歳から74歳までの国民健康保険の加入者に、新しい高齢 受給者証を、7月中旬に郵送します。負担割合は「3割」と「2 割」になっていますが、昭和19年4月1日以前生まれの加入者で 「2割」の対象者は、特例措置で「1割」となっています。

#### ▶限度額適用認定証などの更新手続き ~8月1日から~

医療費が高額になった場合、窓口での支払いが自己負担限度額ま でとなる限度額適用認定証。その有効期限は7月31日までです。引 き続き認定証が必要な人は、8月1日以降の平日に、印鑑・保険証・ 現在の認定証・マイナンバーが分かるものを持参し、窓口サービス 課・各地域事務所・各市民サービスセンターで手続きしてください。

なお、保険料の未納がある場合は更新することができません。

また、入院時食事代(一食360円)が減額される標準負担額減額 認定証の有効期限も、7月31日までです。限度額適用認定証と同様 に更新手続きをしてください。

問合せ 窓口サービス課国民健康保険グループ(**☎**47-8132)

## 市老人医療費助成(垣老)

#### ▶70~72歳対象者に更新申請書などを郵送

市は、市老人医療費助成制度(垣老)の70~72歳対象者に、新し い受給者証交付のための更新申請書を、7月20日頃に郵送します。 対象となるのは、高齢受給者証の負担割合が「2割」の人です。

更新の手続きは、ご加入の保険によって異なります。

■国民健康保険に加入の人

受給者証と一緒に更新申請書を郵送しますので、必 要事項を記入し、押印のうえ、同封の返信用封筒で 返信してください。



■健康保険協会、共済組合など国民健康保険以外に加入の人 更新申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、押印のうえ、 健康保険証と高齢受給者証のコピーを添付して、同封の返信用封 筒で返信してください。市老人医療費助成制度(垣老)の受給者 証は、高齢受給者証のコピーで負担割合を確認後、郵送します。 ※窓口での申請は混雑が想定されますので、返信用封筒をご利用ください。

問合せ 窓口サービス課福祉医療·後期医療グループ(**☎**47-8140)



要介護・要支援の認定を受けている人、介護予防・日常 生活支援総合事業を利用されている人に交付している「介 護保険負担割合証」の有効期限は7月31日までです。

新しい同証を7月中旬に送付しますので、ご自身の利用 者負担割合の変更の有無にかかわらず、8月1日以降に介 護保険サービスを利用する場合にご提示ください。

詳しくは、高齢介護課介護給付グループ(**☎**47-7406)へ。

## 敬老・金婚祝金を贈ります

市は、9月19日の敬老の日にあわせて、敬老祝金と 金婚祝金を贈ります。いずれも9月1日現在で市内に 住民登録があり、9月15日現在で1年以上市内に居住 している人が対象です。祝金は、申請手続き後に指定 の口座へ振り込みます。なお、敬老祝金の対象年齢が 変更になりましたので、ご注意ください。



詳しくは、高齢介護課企画総務グループ(☎47-7409)へ。

区分	対象		金 額
敬老祝金	77歳(喜寿)	昭和13年9月16日~昭和14年9月15日生まれ	5,000円
	88歳(米寿)	昭和2年9月16日~昭和3年9月15日生まれ	15,000円
	※100歳(百寿)の人には、祝金(10万円)と記念品を誕生月にお届けします		
祝金	昭和41年1月1日〜昭和41年12月31日に婚姻届を提出し		一組
金婚	た夫婦		10,000円

#### 【敬老祝金】

対象年齢が、77歳、88歳、100歳に変更になりました。

対象となる人には、申請書を郵送しますので、必要事項を記入 し、7月22日までに直接または郵送で、高齢介護課、各地域事務 所、各市民サービスセンターへ提出してください。※100歳の人 のみ、申請書の提出は不要で、市から直接連絡します。

#### 【金婚祝金(結婚50年)】

対象は、昭和41年1月1日~同年12月31日に婚姻届を提出した 夫婦。対象となる人は、戸籍抄本と通帳を持参し、7月22日まで に高齢介護課、各地域事務所、各市民サービスセンターで申請手 続きをしてください。

なお、戸籍抄本は本籍のある役場でのみ交付しますので、市外 に本籍がある人は、事前に取得してきてください。戸籍の郵送等 請求は、各役場に直接お尋ねください。